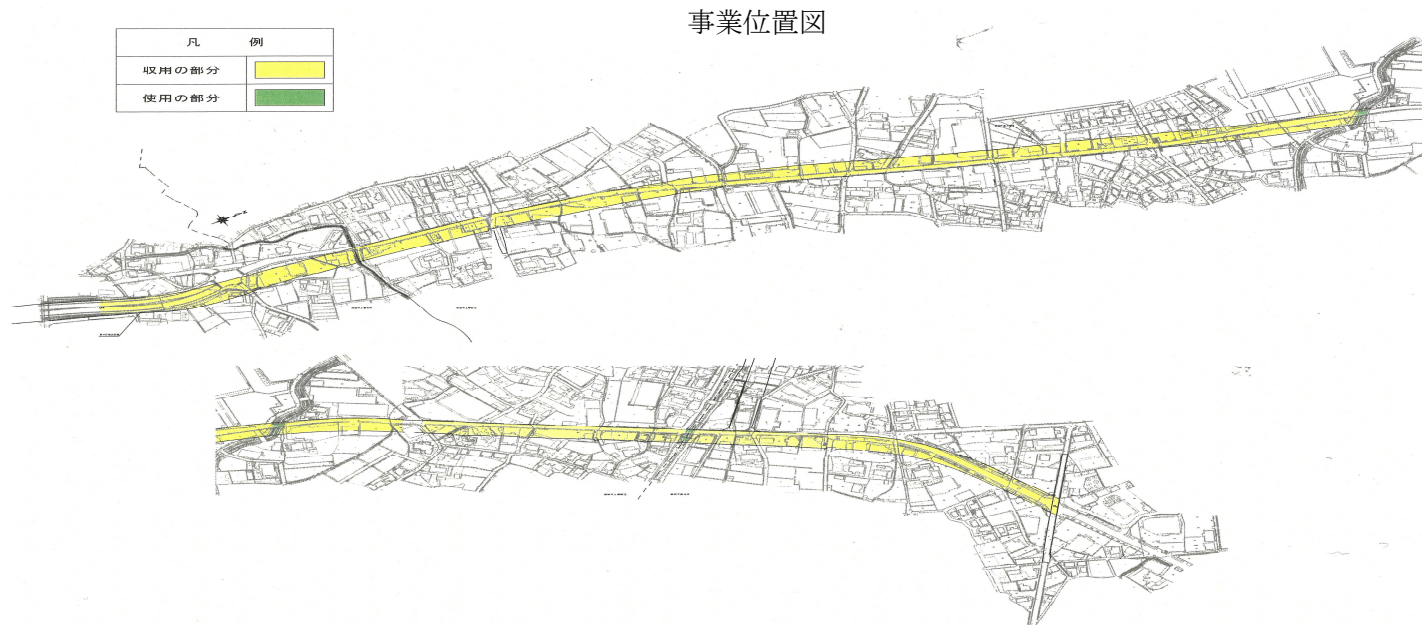


都市計画道路事業について

1. 都市計画法第 62 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、次のとおり掲示します。

- (1) 施行者の名称 長野県
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 飯田都市計画道路事業 3・3・6 号北方座光寺線
- (3) 事務所の所在地 飯田建設事務所 飯田市大手町 2－6 7 8
- (4) 事業地の所在 収用の部分： 長野県飯田市上郷別府、上郷飯沼及び座光寺内
 使用の部分： 長野県飯田市上郷別府、上郷飯沼及び座光寺内



2. 都市計画法第 67 条の規定による土地建物等有償譲渡の制限について

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、当該土地建物等、その予定対価の額、土地建物等を譲り渡そうとする相手方、土地建物等に存する所有権以外の権利の種類及び内容並びにその権利を有する方の氏名及び住所を書面で長野県へ届出が必要となります。

その他制限がありますので、詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

3. お問い合わせ先

長野県飯田建設事務所 関連事業課 (電話 0265-59-0496)